

災害発生時における宿泊施設の提供に関する協定書

令和3年7月

旭川市

旭川ホテル旅館協同組合

災害発生時における宿泊施設の提供に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と旭川ホテル旅館協同組合（以下「乙」という。）は、災害発生時等において、乙の組合員が所有する旅館・ホテル等の宿泊場所（以下「宿泊施設」という。）を避難所として提供するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域に災害が発生した場合又は発生のおそれのある場合について、甲の要請により宿泊施設を避難所として提供すること及び甲の行う災害対策に乙が協力し、市民等の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における宿泊施設への避難の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次のとおりとする。

- （1）高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）
- （2）要配慮者の家族
- （3）その他、甲が必要と認めた者

（要請及び協力）

第3条 甲は、次の各号に掲げる場合において、避難所として宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対し、宿泊施設の提供について、協力要請書（第1号様式）により確認するものとする。

- （1）甲の市域において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生のおそれがある場合
- （2）その他甲が特に必要と認める場合

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、口頭又は電話等の通信手段によりこれを行い、その後、速やかに協力要請書を提出するものとする。

- 3 乙は、前項による依頼を受けたときは、対象者に対する支援の必要性を認識し、可能な範囲で宿泊施設の提供について調査し、協力要請受入報告書（第2号様式）により随時報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等の通信手段により報告し、その後、速やかに協力要請受入報告書を提出するものとする。

（実施宿泊施設）

- 第4条 甲は、宿泊施設のうち、前条第3項により報告のあった宿泊施設を災害発生時における宿泊施設の活用に関する協定実施宿泊施設（以下「実施宿泊施設」という。）として定め、要配慮者の避難所として活用する。

（受入方法等）

- 第5条 甲は、災害の規模や対象者の状況を勘案し、対象者が避難する実施宿泊施設を選定するものとする。
- 2 対象者が避難する実施宿泊施設の提供に係る甲の申込は、実施宿泊施設が定める方法により行うものとする。
- 3 対象者の受入れは、災害の発生状況、被害状況等に応じて甲と対象者が避難する実施宿泊施設とが連携して行う。

（受入期間）

- 第6条 対象者が避難する実施宿泊施設における対象者の受入期間は、災害発生日から7日以内とする。ただし、延長が必要な場合は、甲と実施宿泊施設が協議の上、延長することができるものとし、更に延長が必要な場合は、同様に取り扱うものとする。

（移送）

- 第7条 この協定に基づき実施宿泊施設を利用する対象者の移送については、原則、対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、これにより難い場合は、甲が行うものとする。

式)
話等
もの

(提供されるサービス)

第8条 実施宿泊施設において提供するサービスは、宿泊、入浴及び食事とする。

(健康状態の把握等)

第9条 甲は、甲の職員や生活相談職員(要配慮者に対して、生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者)等により、実施宿泊施設に避難している要配慮者の健康状態の把握・相談等を実施する。

害発
設)

(費用負担)

第10条 この協定に基づく実施宿泊施設の提供に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用(サービスの提供料金を含む。以下同じ。)の金額及び支払方法等は、甲と実施宿泊施設が協議の上、別に定めるものとする。

泊施

定め

(実績報告)

第11条 実施宿泊施設は、第8条に規定するサービスの提供が終了したときは、甲に対し、実績報告書(第3号様式)を提出するものとする。

難す

(取消料等損害賠償)

第12条 実施宿泊施設は、甲からの申込後に取消しが行われた場合であっても、甲に対し、取消料等損害賠償は請求しないものとする。

生の
協議
り扱

(連絡責任者等)

第13条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

2 甲は、平常時から乙の組合員の受入協力施設及び連絡担当者を把握しておくものとする。

原則、
甲

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、甲及び乙が書面をもって、相手方に対して協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は

継続するものとする。

(守秘義務)

第15条 乙及び乙の組合員は、この協定に基づく業務を行うことにより知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年7月5日

甲 旭川市
旭川市長 西川 将人



乙 旭川市3条通8丁目 緑橋ビル2号館
旭川ホテル旅館協同組合
理事長 太田 英司



第2号様式

年 月 日

旭川市長

様

旭川ホテル旅館協同組合

(組合名)

(組合員名)

協力要請受入報告書

年 月 日付けで依頼のありました宿泊施設の提供について、災害発生時における宿泊施設の提供に関する協定第3条第3項に基づき、次のとおり報告します。

No	受入可能な客室数	受入可能な人数	受入可能な期間	宿泊施設		備考
				名称	所在地	
1				食事提供の可否	入浴提供の可否	宿泊単価(円)
2						
3						
4						
5						
6						

